

熱海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第19号

熱海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熱海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年熱海市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「市」に改める。

第6条中「第7条第1項」を「次条第1項」に改める。

第8条中「人間性と倫理観」を「人間性及び倫理観」に改める。

第14条第2項中「家庭的保育事業所等」を「当該家庭的保育事業所等」に改め、同条第3項中「には、」の次に「当該家庭的保育事業所等において」を加え、同条第5項中「居宅訪問型保育事業所の」を「居宅訪問型保育事業に用いる」に改める。

第17条第2項中「の管理者」を削り、同条第3項中「解除」を「解除し、」に改め、同条第4項中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業所等」に改める。

第23条第2項及び第3項ただし書中「県知事」を「都道府県知事」に改める。

第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同号エ中「エにおいて」を「以下このエにおいて」に改める。

第29条第1項ただし書中「搬入する事業所」を「搬入する小規模保育事業所A型」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第30条中「小規模保育事業者（A型）」を「小規模保育事業者A型」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第32条中「小規模保育事業者（B型）」を「小規模保育事業者B型」に、「とする」を「と

読み替えるものとする」に改める。

第36条中「小規模保育事業者（C型）」を「小規模保育事業者C型」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第37条第4号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改める。

第40条中「（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」を削る。

第41条中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第46条中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第47条第1項中「県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第48条中「設置」を「設置し、」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」

という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。